

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	11-01-01		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	地域環境整備対策（荒川ルール）		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	塚野		内線	2816	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-04-01	地域環境整備対策費						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 3年度 ○ 2年度）			○ 建設事業		● それ以外の継続事業		
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	通称「荒川ルール条例」			
終期設定	● 有 ○ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度				法令等
実施基準	○ 法令基準内		○ 都基準内	● 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	区内で延べ面積3,000㎡以上（かつ高さ10m超）のマンションが建設される場合において、その建設計画を早期に地域関係者に周知するとともに、地域関係者と事業者とが協議を行うための必要な手続きを定めることにより、地域における生活環境の保全と建築紛争を未然に防止しようとするものである。							
対象者等	延べ面積3,000㎡以上（かつ高さ10m超）のマンション建築主							
内容	○『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』（荒川ルール条例）を平成18年12月15日に制定し、実施している。 ○一定規模以上のマンション計画の初期段階において開発事業者側の構想が周辺住民に伝わるミニアセス的な住民参加型まちづくりの仕組みとして、地域住民と事業者とが協議を行うために必要な手続きを定めている。 ○条例手続きの流れは以下のとおり ①事業者が区へ計画書を提出→②事業者による地域住民への計画説明会の実施→③地域住民による地域関係者会の設立→④地域関係者会から区へ「意見書」の提出→⑤「意見書」を踏まえ、区と事業者で協議→⑥事業者が区へ「回答書」を提出→⑦区は地域関係者会に協議結果の報告と「回答書」の送付→⑧地域関係者会と事業者との協議の継続→⑨回答書の内容等で合意した事項について「協定書」の締結→⑩区は地域関係者会と事業者に終了通知の送付							
経過	○平成10年、荒川区荒川1丁目39番に31階建て超高層マンションの建設が計画され、周辺住民は「高さ制限条例の制定」を求める直接請求を平成11年3月に区議会に提出した。直接請求は否決されたが、この問題を契機として、区は、『荒川区マンション建設に伴う地域環境の配慮に関する要綱』（荒川ルール要綱）を平成11年11月1日に制定した。 ○上記要綱の対象を拡大し、内容を充実させるため、区は、平成18年12月15日、『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』を制定、同日施行した。 ○平成19年5月31日、荒川ルール要綱を廃止した。							
必要性	一定規模以上のマンション建設における紛争を未然に防止するとともに、良質なマンションの供給及び地域環境の保全と向上のため、その必要性は大きい。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員)							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	建築紛争未然予防割合（％）	100	100	100	100	100	紛争未然予防件数／届出件数
	②	協定締結率（％）	100	100	100	100	100	協定締結件数／届出件数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	一定規模以上のマンション建設にあたり、事業者と近隣住民との間で建築紛争を未然に防止する制度として極めて有用であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		425	424	291	424	297	255	253
決算額（3年度は見込み）		208	208	104	151	83	84	253
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	届出件数	3	3	5	6	3	5	5
	事業者による説明会回数	3	3	5	6	2	5	5
	地域関係者会議の回数	22	25	19	21	11	25	25
	アドバイザー派遣回数	3	3	1	2	1	4	4

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	アドバイザー報酬	81	報酬	アドバイザー報酬	81	報酬	アドバイザー報酬	224
旅費	アドバイザー旅費	1	旅費	アドバイザー旅費	2	旅費	アドバイザー旅費	10
需用費	連絡調整会議賄い	1	需用費	連絡調整会議賄い	0	需用費	連絡調整会議賄い	1
使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	1	使用料等	会場使用料	18

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	2,233	4,241	2,008	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	2	3	1		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与と引当金繰入額	255	948	693		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,490	▲ 5,192	▲ 2,702		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)			2,490	5,192	2,702	通常収支差額(c)+(d)=(e)			▲ 2,490	▲ 5,192	▲ 2,702
	特別費用(g)			0	0	0	特別収入(f)			0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)			0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			▲ 2,490	▲ 5,192	▲ 2,702	

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	解体工事が発生する物件については、説明会の実施を要請する。	解体工事が発生する計画への説明会実施を事業者に要請し、建築紛争の防止に向けて、ほぼ実施している。	引き続き建築紛争防止の観点から、解体工事などあらゆる場面において事業者への働きかけを行っていく。
②	計画によって地域として新たなごみ集積場所の検討が必要な場合には、町会や地域関係者会との話し合いを事業者に促していく。	新たなごみ集積場所の検討や駐輪場設置など、近隣への影響が大きい事項については、最初の協議から丁寧な双方の意見を取次いだ。	ごみ集積場所の臭気の問題など、引き続き近隣への影響が大きい事項については、最初の協議から丁寧に双方の意見を取次いでいく。
③			

他 区 の 実 施 状 況	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）							
議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状 況	・平成16年2定 「荒川ルール」における区の立場について ・平成17年3定 「荒川ルール」における区の対応について							

事務事業分析シート（令和3年度）										No1	
事務事業コード		11-01-02			戦略プラン		☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名		開発許可制度			部課名		防災都市づくり部都市計画課		課長名		川原
					担当者名		近江		内線		2812
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）											
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業				
開始年度		昭和 43（ 1968 ）年度			根拠		都市計画法				
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等						
実施基準		☒ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系		分野		VI 安全安心都市							
		政策		12 利便性の高い都市基盤の整備							
		施策		01 快適な市街地環境への誘導							
目的		一定規模以上の土地での区画形質の変更（道路の新設及び廃止、1mを超える切土又は盛土等）に対し、公共施設（道路・公園等）の設置を義務づけることにより、無秩序な市街地の形成を防止するとともに、安全で良好な宅地環境の整備を図る。									
対象者等		主として建築物の建築又は特定工作物の建設を行うために、500㎡以上の土地での区画形質の変更を行う事業者									
内容		以下の技術基準に適合しているかどうか審査 ・ 予定建築物が用途地域等に適合していること ・ 接続先の道路、開発区域内の道路・公園等が基準に適合していること ・ 給排水施設が基準に適合していること ・ 申請者に必要な資力及び信用があること ・ 工事施行者に必要な能力があること ・ 開発区域及びその周辺の所有者等から相当の同意を得ていること ※住環境条例、指導要綱等の内容を併せて指導									
経過		昭和43年6月15日 都市計画法公布 平成12年4月1日 地方分権に伴い、都の事務処理特例条例により委任となる 平成18年5月31日 都市計画法改正により、開発許可が不要とされていた国及び都道府県等が行う開発行為についても、開発行為の協議は必要となる 令和2年4月1日 東京都は、開発許可の審査基準の改定を行った。主な内容は以下のとおり。 ①区域内の道路における無電柱化の技術的指針を都のホームページで公表 ②「質の変更」に係る許可対象面積の下限を3,000㎡以上から500㎡以上とする ③開発区域の一体性の判断基準において、土地の所有者の同一性に係る規定を廃止し、事業者の関連性に基づいて判断する規定を設ける等 令和3年4月1日 東京都の改定を踏まえ荒川区開発審査基準の改正を行い、適用開始									
必要性		都市計画法に基づく事務のため、必要不可欠である。									
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）									
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明		
				30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)			
	①	許可までの日数(審査期間) (日)	13	0	7	27	10	審査期間の平均日数 (標準処理期間65日)			
	②	審査請求件数	0	0	0	0	0	審査請求を受けないよう、 厳正な審査を行う			
③											
事務事業の分類				分類についての説明・意見等							
3年度		4年度									
継続		継続									
							法律に基づく事務であり、秩序あるまちづくりを進めていくため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額（3年度は見込み）		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	許可件数（基準：許可日、変更含む）	4	3	2	3	0	1	2
	開発登録簿写しの交付（部数）	69	79	67	56	47	54	62

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	4,202	3,640	▲ 562	行政収入	地方税等			
		物件費					国庫支出金			
		維持補修費					都支出金			
		扶助費					分担金及び負担金			
		補助費等					使用料及び手数料			
		減価償却費					その他			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額	498	829	331		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,700	▲ 4,469	231
		その他行政費用					金融収支差額(d)			
行政費用合計(b)		4,700	4,469	▲ 231	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 4,700	▲ 4,469	231	
特別費用(g)					特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 4,700	▲ 4,469	231	

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

○都の審査基準を踏まえて、区の審査基準を改定した。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	都の審査基準が改定されたことから、これを踏まえて、区の審査基準の改定について検討を行った。	都の審査基準が改定されたことを踏まえて、区の審査基準の見直しを行い、審査基準の改定を行った。	新しい審査基準及び社会状況に則した適切な運用を行う。
②			
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議 況（要 旨）	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	11-01-03		戦略プラン	☒ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	都市計画審議会運営		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	塚野		内線	2816	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-01-01		都市計画審議会費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 47	（ 1972 ）	年度	根拠	都市計画法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☒ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	都市計画法による権限に属する事項と、区長が諮問する都市計画に関する事項について、調査・審議を行なう。また、関係行政機関に対し、必要に応じて都市計画に関する事項の建議を行なう。							
対象者等	荒川区全域							
内容	☐ 審議内容 東京都決定、区決定の都市計画等について調査、審議、答申または建議する。 ☐ 構成員 学識経験者6人、区議会議員5人、関係行政機関の職員3人（東京都、警察、消防）、区民5人 計19人							
経過	●令和2年度都市計画審議会の開催 第1回 ①建築敷地の細分化に対する規制の導入〔事前説明〕 ②都市計画公園（町屋公園・宮前公園）の変更〔事前説明〕 第2回 ①都市計画公園（宮前公園）の変更〔審議・答申〕 ②三河島駅前北地区第一種市街地再開発事業〔事前説明〕 第3回 ①都市計画公園（町屋公園）の変更〔審議・答申〕 ②西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業〔審議・答申〕 ③尾久東部地区地区計画〔事前説明〕 ●令和3年度都市計画審議会の開催 第1回 ①三河島駅前北地区第一種市街地再開発事業〔審議・答申〕							
必要性	区の都市計画を定める際の都市計画案を調査審議するため、都市計画法に基づき設置された機関であり、区の都市計画決定の手続きに際し都市計画審議会での審議・答申が不可欠である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 審議会開催件数	2	4	3	4	-	必要に応じて開催	
	② 案件審議件数	3	6	4	6	-	必要に応じて開催	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続	都市計画の決定に当り、区民や専門家等の意見を反映していくため、継続して実施する。					

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			837	838	845	838	969	916	836
決算額（3年度は見込み）			251	221	219	399	838	652	836
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	開催回数（回）		1	1	1	2	4	3	4
	委員平均参加率（％）		85	95	90	90	88	100	100
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	審議会委員報酬	715	報酬	審議会委員報酬	504	報酬	審議会委員報酬	692	
旅費	審議会委員旅費	10	旅費	審議会委員旅費	8	旅費	審議会委員旅費	32	
需用費	審議会賄い	17	需用費	審議会賄い	11	需用費	審議会賄い	8	
役務費	議事録作成料	96	役務費	議事録作成料	121	役務費	議事録作成料	80	
使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	8	使用料等	会場使用料	24	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	3,246	3,624	378	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	122	148	26		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	300	711	411		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,668	▲ 4,483	▲ 815
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		3,668	4,483	815	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 3,668	▲ 4,483	▲ 815
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 3,668	▲ 4,483	▲ 815

備考

問題点・課題

2年度においては、物件費が審議会の開催実績増に伴い増加した。

○都市計画審議会は、都市計画案件に応じて開催しているが、案件はその年度により増減があるため、案件数が多い場合は、いかに効率よく開催していくかが課題である。

○都市計画案件には、専門的な用語や事例が多いため、審議会の円滑な進行に向けて区民委員への事前の説明・周知が有効である。

○新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議時間の短縮やオンライン会議の採用などが課題となっている。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	審議会会長等との事前の相談・協議を徹底し、審議会の充実を図る。	審議会会長との事前相談・協議を実施のほか、状況に応じて会長職務代理への事前相談を行うなど、審議会の適切な運営を行った。	引き続き審議会会長との事前の相談・協議を徹底し、会長職務代理へも情報提供を行うなど、審議会の充実を図る。
②	分かりやすい資料作りに努めるとともに、案件内容により区民委員に対し事前の勉強会を実施することで、審議の充実を図る。	区民委員に事前の勉強会を実施し、分かりやすい資料の作成をすることで、審議の充実を図った。	十分な感染症対策を図った上で、分かりやすい資料作りに努めるとともに、区民委員の事前の勉強会を実施し、審議の充実を図る。
③			
他 施 区 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区	未実施 0 区 不明	0 区 ）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	11-01-04		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	都市復興計画		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	宇野		内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）								
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 13	（ 2001 ）	年度	根拠	荒川区震災等による被災市街地復興条例			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	大規模な震災、火災その他の災害により甚大な被害を受けた市街地に対し、その緊急かつ健全な復興を図るために必要な事項を定めることにより、市街地の復興を円滑に推進し、もって災害に強い良好な市街地の形成に資する。							
対象者等	大規模な震災などにより甚大な被害を受けた地区							
内容	（都市復興マニュアル） 【第1段階】都市復興初動体制の確立（発災～1週間）⇒【第2段階】都市復興基本方針等の策定（1週間～1ヶ月）⇒【第3段階】都市復興基本計画等の策定（1ヶ月～6ヶ月）⇒【第4段階】都市復興事業計画等の策定（6ヶ月～1年）⇒【第5段階】都市復興事業の推進（1年以降） ○復興担当職員がいざというときにとるべき行動手順や計画立案の指針について検証、検討を進める ○東京都が開催する都市復興模擬訓練への参加 ○被災建築物応急危険度判定員（事務局：建築指導課）や被災宅地危険度判定士の養成 ※被災宅地危険度判定士 69名（令和2年度末）							
経過	平成9年度（東京都）都市復興マニュアル・生活復興マニュアル策定 平成10年度（東京都）都市復興マニュアルに基づく模擬訓練実施 ※以後毎年実施 平成12年度（東京都）震災対策条例公布 平成13年度（東京都）震災復興グランドデザイン策定 東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会発足 講習会の実施 ※以後毎年実施 平成13年10月 荒川区震災等による被災市街地復興条例制定 平成14年度（東京都）震災復興マニュアル策定 ※都市復興と生活復興を統合し再編（H28.3修正） 平成15年9月 荒川区都市復興マニュアル策定（H27.4 一部改正） 平成20年度（東京都）区市町村震災復興標準マニュアル作成 平成25年6月 大規模災害からの復興に関する法律公布 平成30年度 都市復興訓練（都主催）を荒川区にて開催							
必要性	迅速かつ円滑に都市の復興を進めるには、いざというときにとるべき行動や施策をあらかじめ検討し、多くの職員が理解しておくことが有効である。また、復興計画の策定に向けた手順等を平時から訓練し、有事に備えることが必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	都市復興マニュアルの見直し(%)	70	70	70	70	100	検討:50%、時点修正:70%、改訂:100%
	②	都市復興模擬訓練への参加者数(人)	5	2	2	2	2	参加人数 ※H30は荒川区が会場のため
③	被災宅地危険度判定士の登録者数(人)	64	72	69	71	75	登録者数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		災害時における復興計画に迅速に対応するためにも継続して実施する必要がある。				

(単位：千円)問題点・課題

○都市復興マニュアルを実効性のあるものにしていくために、内容の検証や事前準備、マニュアルに即した区職員による復興研修の実施が必要である。

○東京都が開催する都市復興訓練の経験者を増やすとともに、被災者支援システムとの連携等も検討する必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	東京都が主催する復興訓練に引き続き参加する。	コロナウイルスの関係で、荒川区を除く一部の区市のみでの実施となった。	東京都が主催する復興訓練に引き続き参加する。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	都市復興マニュアル策定区 千代田区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区 ・平成13年2定 震災復興条例の制定について

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		11-01-05		戦略プラン		☐ 協働		☒ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		土地利用現況調査		部課名		防災都市づくり部都市計画課		課長名		川原			
				担当者名		近江		内線		2812			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-06-01		土地利用現況調査費									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 61（ 1986 ）年度		根拠		都市計画法							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内		☒ 都基準内		☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		VI		安全安心都市							
		政策		12		利便性の高い都市基盤の整備							
		施策		01		快適な市街地環境への誘導							
目的		都市計画を適切に運用・遂行するため、土地利用状況のほか、建築物の用途、構造、面積等の調査を定期的に 行い、まちの経年変化を把握する。 また、都市計画の変更に合わせて、随時、都市計画図等を閲覧できるシステムを更新して、都市計画情 報を公開する。											
対象者 等		区内全域の土地・建築物											
内容		☐ 主な事項 都市計画法に基づき、都が主体となって実施した都市計画に関する基礎調査の一部である土地利用 現況調査結果を基に、区におけるデータ作成を行う。 ・都市計画基礎調査（都市計画法第6条）に関する事務：概ね5年毎（直近：平成30年度） ・土地利用現況調査（都市計画基礎調査のための実地調査）：概ね5年毎（直近：平成28年度） ☐ 付属事項 ・土地利用現況調査結果を基に、区内の土地利用の状況及び経年変化を資料としてまとめている。 ・都指定の地図データに用途地域等の都市計画や土地利用現況調査結果を組み込んだシステムを構築 し、保守・管理している。 ・用途地域等を記載した都市計画図データの作成（毎年）及び印刷（都市計画変更時） ・まちづくり施策の基礎資料として使用する白図データの作成（毎年）											
経過		土地利用現況調査（昭和61年度以降5年毎） 都市計画基礎調査（昭和63年度以降5年毎） 荒川区都市計画情報システムの導入（平成13年度） 都市計画図等閲覧システム[ホームページ用]の構築（平成19年度） 荒川区地図情報システム[統合型GIS及び公開型GIS]の更新及び構築（平成29年度） 荒川区地図情報システム[公開型GIS]運用開始(平成30年度)											
必要性		都市計画法に基づく事務であり、都市計画情報を適正に管理することは、まちづくり施策の推進を図る ために必要である。											
実施 方法		（ ☐ 一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 統合型GIS及び公開型GIS更新業務委託等：(株)パスコ(金額990,000円) 都市計画図作成業務委託：第一航業（株）(金額1,111,000円)											
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①	都市計画図アクセス状況（数） （荒川区ホームページ）	25,860	20,572	28,685	30,000	30,000	年単位（R2年1月～R2年12月末） （※年度単位ではない）					
	②	地図情報アクセス状況（数） （区外部サイト）	10,978	21,676	26,744	30,000	30,000	年単位（R2年1月～R2年12月末） （※年度単位ではない）					
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
3年度		4年度											
継続		継続		まちの経年変化や各種まちづくり事業の進捗状況を把握することがで き、新たなまちづくり施策立案の基礎資料として活用できるため、継続し て実施する。									

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	4,202	3,640	▲ 562	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	2,283	2,140	▲ 143		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額	498	829	331		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,983	▲ 6,609	374
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		6,983	6,609	▲ 374	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 6,983	▲ 6,609	374
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 6,983	▲ 6,609	374	

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	地図情報システムの表示項目について、必要に応じて改善を図る。	区のホームページリニューアルに合わせ、リンク先の更新や都市計画変更に伴う更新を行った。	都市計画変更のタイミングに合わせて地図情報を更新し、最新の情報を提供する。
②			
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会の質問状 況(要旨)	

事務事業分析シート（令和3年度）										No1	
事務事業コード		11-01-06			戦略プラン		○ 協働 ● 業務 ○ 財務 ○ 人事				
事務事業名		荒川区市街地整備指導要綱			部課名		防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
					担当者名		近江		内線	2812	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）											
事務事業の種類		○ 新規事業 （ ○ 3年度 ○ 2年度 ）			○ 建設事業		● それ以外の継続事業				
開始年度		昭和 52 （ 1977 ） 年度			根拠		荒川区市街地整備指導要綱				
終期設定		● 有 ○ 無 令和 7 （ 2025 ） 年度			法令等						
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分		○ 計画 ● 非計画				
行政評価 事業体系		分野		VI 安全安心都市							
		政策		12 利便性の高い都市基盤の整備							
		施策		01 快適な市街地環境への誘導							
目的		一定規模以上の建築物の建設、周辺の市街地環境に影響を与える施設整備等に対して、荒川区のまちづくり施策との整合性を図るため必要な事項を定め、区内における市街地の秩序ある整備を促進するとともに、生活環境の向上及び公共公益施設等との調和を図る。									
対象者等		①都市計画法第29条に基づく開発行為、②延床面積1,000㎡以上の建築物、③6戸以上の共同住宅等及び長屋、④墓地又は納骨堂の設置、⑤ベット火葬施設等の設置、⑥移動火葬施設の使用									
内容		○事業計画の段階で、以下の事項について指導・協議する。 近隣関係住民への説明、町会等との協議、景観への配慮、電波障害対策、計画規模に応じた道路及び緑地等・外壁の後退、生活環境対策（ごみ置場及びリサイクル物品保管場所の設置、防犯灯の設置）、事業計画に応じた駐車施設（来客、荷捌き、その他）及び駐輪施設の設置、防災対策（防火水槽設置、雨水対策）、バリアフリーへの配慮、地球環境への配慮、土壤汚染対策、埋蔵文化財保護 ○協議で合意に達した場合、合意事項に基づく協定を締結する。 ○工事完了時に現地に赴き、協定の履行確認を行う。									
経過		昭和52年11月制定(荒川区開発指導要綱) 昭和58年4月改正(名称：東京都荒川区市街地整備指導要綱) 平成9年9月現要綱制定 ※以後13回改正、最終改正平成30年3月 平成19年9月改正(集合住宅を条例化) 平成25年3月改正(戸建住宅等を条例化) 平成30年3月改正(小規模な共同住宅・寄宿舎・長屋を新たに対象)									
必要性		秩序ある民間開発事業を整備促進し、既成市街地における住環境の維持・向上を図るために、必要な事業である。									
実施方法		(1直営) (直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員) 指導内容が多岐の分野に渡るため、事業者は「事前申出書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課を窓口とし指導を行っている。									
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明		
				30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)			
	①	協定締結率（％）	77	80	80	100	100	協定締結/提出(適用除外除く)			
	②										
③											
事務事業の分類				分類についての説明・意見等							
3年度		4年度									
継続		継続		区の街づくり方針に合わせた開発を誘導する事業であるため、継続して指導する。							

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額（3年度は見込み）		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	事前申出書提出(件)	7	7	14	89	83	78	83
	協定書締結(件)	5	6	3	8	2	6	5
	協定履行確認(件)	3	6	5	7	4	5	5

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,202	3,640	▲ 562	行政収入	地方税等			
		物件費					国庫支出金			
		維持補修費					都支出金			
		扶助費					分担金及び負担金			
		補助費等					使用料及び手数料			
		減価償却費					その他			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	498	829	331		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,700	▲ 4,469	23
		その他行政費用					金融収支差額(d)			
行政費用合計(b)		4,700	4,469	▲ 231	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 4,700	▲ 4,469	23	
特別費用(g)					特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 4,700	▲ 4,469	23	

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

「墓地又は納骨堂の設置」「ペットの火葬施設、埋葬施設又は納骨施設の設置」「移動火葬施設の使用」は、近隣トラブルに発展する可能性が高く、難しい指導となることが想定されるため、迅速な対応ができるよう、予め指導方針を定めておく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	6戸以上の共同住宅及び長屋の完了届の提出率の向上を図り、協議事項の確認を行う。	6戸以上の共同住宅等の完了届を提出するように資料配布等で案内し、協議事項を確認した。	6戸以上の共同住宅等に関して、完了届の出てきていない物件は提出を促す。
②			
③			

他区の実
施状況

(実施)	13	区	未実施	9	区	不明	0	区)
未実施地区：9区（新宿・目黒・世田谷・渋谷・中野・豊島・練馬・足立・江戸川）								

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		11-01-07		戦略プラン		☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		魅力ある都市景観づくり		部課名		防災都市づくり部都市計画課		
				課長名		川原		
				担当者名		塚野		
				内線		2816		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-08-01		魅力ある都市景観づくり事業費				
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		平成 11（ 1999 ）年度		根拠法令等		景観法・都景観条例・区景観条例		
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 7（ 2025 ）年度						
実施基準		☒ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系		分野		VI 安全安心都市				
		政策		12 利便性の高い都市基盤の整備				
		施策		01 快適な市街地環境への誘導				
目的		荒川区景観条例及び景観計画の着実な運用により、区民と事業者と区が協働し、都内唯一残る都電や開放感のある隅田川、寺町風景の残る日暮里台地など、良好な景観を守り育てていくとともに、さらに新たな景観形成の実現を図る。						
対象者等		○一定規模以上の建築物の新築、増築、改築等を行う建築主、宅地開発を行う事業主等 ○景観まちづくりに関心のある区民等						
内容		○荒川区景観条例、景観計画 景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等のほか、区民と進める景観まちづくり等について必要な事項を定めるとともに、区民等、事業者及び区が協働して、「新しい息吹のなかにも、下町らしい雰囲気をつたわる風景をつくる」ことを目的としている。 ○荒川区景観審議会 審議内容 区長の附属機関として、良好な景観の形成に関する事項について、調査・審議を行う。 開催状況 平成30年度～令和2年度開催なし（直近では平成29年度に開催あり） 構成員 学識経験者3人、区議会議員5人、関係団体4人、区民5人 計16人 ○景観まちづくり推進委員会 公募区民で構成する委員会で、景観まちづくりの施策を広く区民等に普及・展開する。						
経過		平成16年6月 景観法の公布（17年6月全面施行） 平成20年度 区内の景観の状況や景観資源の把握をするための景観基礎調査を実施 平成21-22年度 景観法を踏まえた区の景観計画（案）、景観条例（案）を作成 平成23年度 区は、東京都の同意を得て、5月1日付けで「景観行政団体」となり、24年3月1日に景観計画と景観条例の施行をした 平成24年度 以後、条例に基づく事前協議制度、景観法に基づく届出制度を実施継続 その際、景観アドバイザー制度を活用し、事業者への適切な指導、誘導を実施継続 平成28 景観まちづくり塾の実施（計27回） -令和元年度 景観まちづくりシンポジウムの開催（計3回）、（平成31年3月）←【中止】 令和2年度 景観まちづくりオンラインシンポジウムの開催（令和2年11、12月の2回開催）						
必要性		良好な景観の形成は、魅力ある街づくりを進めていく上でも、潤いのある豊かさを感じられる生活環境の創造に不可欠であり、これを進めていくことにより区民一人ひとりが生き生きとした豊かな生活を送ることのできる「地域づくり」「まちづくり」につながるものである。						
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	景観アドバイザーの指摘に対する対応率（%）	91	91	89	92	95	・対応率＝対応案件数/事前協議件数
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進		生活環境の質の向上が求められている中、景観まちづくりを推進していく。				

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	アドバイザー報酬等	1,218	報酬	アドバイザー報酬等	954	報酬	アドバイザー報酬等	2,110
報償費	講師謝礼	0	報償費	講師謝礼	25	報償費	講師謝礼	137
旅費	アドバイザー旅費等	22	旅費	アドバイザー旅費等	15	旅費	アドバイザー旅費等	93
需用費	景観ニュース印刷製本等	71	需用費	オンラインシンポジウムリーフレット	38	需用費	景観ニュース印刷製本等	239
役務費	議事録作成料等	2	役務費	議事録作成料等	0	役務費	議事録作成料等	108
使用料等	会場使用料	5	使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	71

備考	2年度においては、景観シンポジウム等の中止に伴うリーフレット作成費等の減により、物件費が減少した。また、補助費等は、オンラインによる景観シンポジウム等の実施に伴う講師謝礼の実績増等により増加した。
問題点・課題	○無彩色や高コントラストの建築物が頻繁に計画される現状においては、景観に関する知見を有する景観アドバイザーと事業者との対面協議により、色彩・デザイン等に対するアドバイザーの指摘への事業者の対応率を高めさせることが必要である。 ○魅力ある景観まちづくりを進めるためには、多くの地域住民に景観意識を啓発していくことが重要となるため、地域に根付いた景観まちづくり活動をいかに育成・支援していくかが課題である。

問題点・課題の改善策			
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	元年度に開催できなかったイベントの開催に加え、「景観まちづくり塾」の開催、ニュースの発行、情報発信を推進する。	元年度に中止となった「景観まちづくりシンポジウム」をオンライン形式で開催し、塾生のほか区内外からメンバーの参加があった。	引き続きオンライン形式による「景観まちづくりシンポジウム」を開催するとともに、SNS等を活用した情報発信を推進する。
②			
③			
他 施 区 状 況 の 実 況 （ 要 質 問 旨 ）	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） 景観法に基づく景観行政団体として景観計画、景観条例の制定区：19区 （世田谷区、新宿区、江東区、足立区、杉並区、墨田区、港区、目黒区、品川区、江戸川区、板橋区、練馬区、台東区、渋谷区、大田区、文京区、北区、豊島区、千代田区） ・平成21年2定 地域の活性化に寄与する景観について ・平成23年4定 景観条例の制定について ・平成25年1定 景観に配慮をした公共サインについて		

事務事業分析シート（令和3年度）										No1																	
事務事業コード		11-01-08			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事																				
事務事業名		スーパー堤防の整備促進			部課名		防災都市づくり部都市計画課		課長名																		
					担当者名		井上		内線																		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）																											
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業																				
開始年度		昭和 60（ 1985 ）年度			根拠		河川法																				
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等																						
実施基準		☒ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画																				
行政評価 事業体系		分野		VI 安全安心都市																							
		政策		11 防災・防犯のまちづくり																							
		施策		03 災害に強い街づくりの推進																							
目的		高潮対策事業により昭和50年に完成した現在の隅田川防潮堤（通称：カミソリ護岸）を、より安全性や親水性の高いスーパー堤防（特定地域高規格堤防）に作り変えることで、潤いのある水辺空間の創出を目指すものである。なお、事業主体は河川管理者の東京都建設局河川部である。																									
対象者等		隅田川沿いの土地で建設事業等を行おうとする者 （区は、対象者に本事業の案内や協力要請を行っている）																									
内容		スーパー堤防、緩傾斜型堤防及びテラスの整備 【参考：隅田川の延長23.5km 内荒川区の接岸延長 約8km】 都市計画マスタープランにおける「全体構想」の中で、隅田川沿岸整備により、「水辺を楽しめる空間の充実を図るとともに、治水対策などの防災機能の向上を図る」としている。 また、環境基本計画でも、隅田川の親水機能の整備促進施策として、本事業が位置付けられている。																									
経過		○スーパー堤防整備事業（特定地域堤防機能高度化事業：昭和60年創設） 整備延長（地域別） <table><tr><td>白鬚地区（3地区）</td><td>1, 377m</td><td>南千住地区（2地区）</td><td>360m</td></tr><tr><td>町屋地区（2地区）</td><td>237m</td><td>東尾久地区（1地区）</td><td>336m</td></tr><tr><td>西尾久地区（2地区）</td><td>452m</td><td></td><td></td></tr><tr><td>西尾久三丁目公園工区</td><td>140m</td><td>計2, 902m（約36%）</td><td></td></tr></table> 事業中：西尾久六丁目（遊園D）地区 100m（約1.2%） ：南千住七丁目地区 40m（約0.5%）※完成時期未定 ○緩傾斜型堤防整備事業（都市河川総合整備事業：昭和55年度創設） 整備延長 <table><tr><td>白鬚地区（4地区）、三河島地区</td><td>計1, 162m（約15%）</td></tr></table> ○テラス整備 整備延長： 計5, 877m（約73%） 事業中：千住大橋上下流 計 約872m（約11%）								白鬚地区（3地区）	1, 377m	南千住地区（2地区）	360m	町屋地区（2地区）	237m	東尾久地区（1地区）	336m	西尾久地区（2地区）	452m			西尾久三丁目公園工区	140m	計2, 902m（約36%）		白鬚地区（4地区）、三河島地区	計1, 162m（約15%）
白鬚地区（3地区）	1, 377m	南千住地区（2地区）	360m																								
町屋地区（2地区）	237m	東尾久地区（1地区）	336m																								
西尾久地区（2地区）	452m																										
西尾久三丁目公園工区	140m	計2, 902m（約36%）																									
白鬚地区（4地区）、三河島地区	計1, 162m（約15%）																										
必要性		隅田川は都市内の貴重な自然環境であることから、安全でうるおいのある水辺を再生し、区民に広く開放するために必要な事業である。																									
実施方法		（☐ 1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員）																									
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明																			
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)																				
	①	テラス整備率（%）	65	70	73	79	88	接岸延長に対するテラス整備延長																			
	②	土と緑の堤防整備率（%）	46	48	51	51	56	接岸延長に対するスーパー又は緩傾斜型堤防整備延長																			
③																											
事務事業の分類			分類についての説明・意見等																								
3年度		4年度																									
継続		継続		親水性と治水性を兼ね備えた堤防の整備は、快適で安全な区民の暮らしに効果がある事業であるため、継続して実施する。																							

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,676	2,080	▲ 1,596	行政収入	地方税等			
		物件費					国庫支出金			
		維持補修費					都支出金			
		扶助費					分担金及び負担金			
		補助費等					使用料及び手数料			
		減価償却費					その他			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	435	474	39		行政収支差額(a) - (b) = (c)	▲ 4,111	▲ 2,554	1,557
		その他行政費用					金融収支差額(d)			
行政費用合計(b)		4,111	2,554	▲ 1,557	通常収支差額(c) + (d) = (e)		▲ 4,111	▲ 2,554	1,557	
特別費用(g)					特別収入(f)					
特別収支差額(f) - (g) = (h)		0	0	0	当期収支差額(e) + (h)		▲ 4,111	▲ 2,554	1,557	

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

○法的拘束力のない開発事業者の同意に基づく事業であるため、計画的な事業執行は見込めない。
○敷地に余裕がない場合、現在の事業スキームでは実施困難であり、事業主体である東京都へ問題提起をしている。
○隅田川に接した区所有地について、スーパー堤防整備に向けて調整する必要がある。（町屋公園地区、南千住六丁目地区）
○スーパー堤防化が困難な区間においては、テラス整備を先行して行うよう東京都に働きかけている。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	荒川遊園D地区区間の合意書を締結し、堤防工事の着手に向けた協議を進める。	令和2年7月に合意書を締結し、堤防工事に関連した協議を進めた結果、令和3年1月から築堤工事が始まった。	引き続き、築堤工事及び修景工事に関連した協議を行う。
②	町屋公園区間の課題整理及び内容の検討を行い、令和2年度末の確認書締結に向けた協議を進める。	令和2年度中に協議ができず、確認書の締結に至らなかった。	町屋公園及び南千住六丁目の整備について、今後のスケジュール及び課題を整理し、改めて東京都と協議を行う。
③	財産の取扱い方針に基づき、東京都と適宜協議の上、必要な手続等を行う。	取扱方針に基づく協議及び手続きを行い、宮前公園において、区内初となる河川と公園の兼用工作物協定を締結した。	引き続き、他地区について、必要に応じて協議及び手続を進める。

実施状況	他区の実	(実施 12 区	未実施 10 区	不明	0 区)
		○東京都施行 (隅田川) 港、江東、中央、墨田、台東、足立、北 ○国施行 (荒川・江戸川・多摩川) 江東、江戸川、墨田、葛飾、足立、北、板橋、大田、世田谷			

況 議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状	・平成19年2定 テラスの連続性確保の要望について ・平成20年4定 隅田川堤防の安全性とスーパー堤防整備について ・平成22年2定 汐入公園防災用の船着場の活用について ・平成22年4定 スーパー堤防の整備状況と今後の整備の見通しについて ・平成27年度2月会議 スーパー堤防化に時間を要する区間のテラス先行整備について
--	---

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	11-01-09		戦略プラン	☒ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事																		
事務事業名	西日暮里三丁目まちづくり計画検討		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原																		
			担当者名	宇野		内線	2812																		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）																									
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業																				
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠																					
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等																					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画																			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市																						
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備																						
	施策	01	快適な市街地環境への誘導																						
目的	「区部における都市計画道路の整備方針（H16.3）」で都市計画の見直し候補区間として示されていた西日暮里三丁目における補助92号線、補助188号線について廃止の方針が決定し（H27.12）、概ね2年程度を目安に都市計画決定手続きを行うこととなった。これに基づき都や隣接区と連携しながら変更決定内容について協議を進める。																								
対象者等	西日暮里三丁目地域内に権利を有する者（面積13.5ha、居住者：約千世帯1,800人）																								
内容	○区部における都市計画道路の整備方針における区内の都市計画の見直し候補区間（廃止決定） <table><tr><td>路線名</td><td>見直し候補区間</td><td>延長</td><td>計画幅員</td></tr><tr><td>補助92号線</td><td>環状4号線～補助184号線</td><td>約2,520m</td><td>20～22m</td></tr><tr><td>補助188号線</td><td>補助92号線～日暮里駅前付近</td><td>約460m</td><td>6～15m</td></tr></table> ○都市計画決定手続きが必要な事項 補助92号線の廃止（都決定）及び補助188号線の廃止（区決定） 令和2年度に都市計画道路の廃止に伴う沿道の現況測量委託（都市計画課事務費による）							路線名	見直し候補区間	延長	計画幅員	補助92号線	環状4号線～補助184号線	約2,520m	20～22m	補助188号線	補助92号線～日暮里駅前付近	約460m	6～15m						
路線名	見直し候補区間	延長	計画幅員																						
補助92号線	環状4号線～補助184号線	約2,520m	20～22m																						
補助188号線	補助92号線～日暮里駅前付近	約460m	6～15m																						
経過	<table><tr><td>平成15年度</td><td>日暮里・谷中地区道路ネットワーク検討調査委員会（東京都主催、荒川区、台東区）</td></tr><tr><td>平成16年3月</td><td>第三次事業化計画「区部における都市計画道路の整備方針」策定（東京都・特別区）</td></tr><tr><td>平成17年度</td><td>「見直し候補区間」の周知、まちづくりに関する検討を行うために住民意識を高揚（説明会、アンケート）、検討組織への参加の呼びかけ、準備会議の開催</td></tr><tr><td>平成18年4月</td><td>「西日暮里三丁目まちづくり協議会」発足</td></tr><tr><td></td><td>以降H21年度末までに、協議会39回開催、まちづくりニュース15回発行</td></tr><tr><td>平成22年3月</td><td>「西日暮里三丁目まちづくり計画」策定</td></tr><tr><td>平成27年12月</td><td>見直し候補区間の都市計画道路廃止の方針決定</td></tr><tr><td>令和元年 8月</td><td>都市計画変更素案説明会</td></tr><tr><td>令和2年10月</td><td>都市計画道路補助92号線、188号線の廃止</td></tr></table>							平成15年度	日暮里・谷中地区道路ネットワーク検討調査委員会（東京都主催、荒川区、台東区）	平成16年3月	第三次事業化計画「区部における都市計画道路の整備方針」策定（東京都・特別区）	平成17年度	「見直し候補区間」の周知、まちづくりに関する検討を行うために住民意識を高揚（説明会、アンケート）、検討組織への参加の呼びかけ、準備会議の開催	平成18年4月	「西日暮里三丁目まちづくり協議会」発足		以降H21年度末までに、協議会39回開催、まちづくりニュース15回発行	平成22年3月	「西日暮里三丁目まちづくり計画」策定	平成27年12月	見直し候補区間の都市計画道路廃止の方針決定	令和元年 8月	都市計画変更素案説明会	令和2年10月	都市計画道路補助92号線、188号線の廃止
平成15年度	日暮里・谷中地区道路ネットワーク検討調査委員会（東京都主催、荒川区、台東区）																								
平成16年3月	第三次事業化計画「区部における都市計画道路の整備方針」策定（東京都・特別区）																								
平成17年度	「見直し候補区間」の周知、まちづくりに関する検討を行うために住民意識を高揚（説明会、アンケート）、検討組織への参加の呼びかけ、準備会議の開催																								
平成18年4月	「西日暮里三丁目まちづくり協議会」発足																								
	以降H21年度末までに、協議会39回開催、まちづくりニュース15回発行																								
平成22年3月	「西日暮里三丁目まちづくり計画」策定																								
平成27年12月	見直し候補区間の都市計画道路廃止の方針決定																								
令和元年 8月	都市計画変更素案説明会																								
令和2年10月	都市計画道路補助92号線、188号線の廃止																								
必要性	都では概ね2年程度を目安に都市計画道路の廃止手続きを行う方針であったが、それに合わせた近隣区や地域住民との調整が進み、都市計画の手続きを開始することとなった。																								
実施方法	（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員）																								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明																	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)																		
	①	まちづくり計画策定進捗率（%）	100	100	100		100	策定済：100%																	
	②																								
③																									
事務事業の分類			分類についての説明・意見等																						
3年度		4年度																							
休止・完了		休止・完了	都市計画道路の廃止手続きが完了したことから事業を休止する。																						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	6,302	2,080	▲ 4,222	行政収入	地方税等			
		物件費					国庫支出金			
		維持補修費					都支出金			
		扶助費					分担金及び負担金			
		補助費等					使用料及び手数料			
		減価償却費					その他			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	746	474	▲ 272		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,048	▲ 2,554	4,494
		その他行政費用					金融収支差額(d)			
	行政費用合計(b)		7,048	2,554	▲ 4,494	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 7,048	▲ 2,554	4,494
	特別費用(g)					特別収入(f)				
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 7,048	▲ 2,554	4,494	

備考	主に給与関係費が行政費用の多くを占めており、都市計画手続きに伴う事務量の減に伴い減少した。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。
----	--

問	コロナウイルスの影響により、東京都都市計画審議会の開催時期が遅れたものの、都市計画道路3路線を令和2年10月末に廃止した。
---	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	東京都都市計画審議会の開催後に3路線廃止予定。	東京都都市計画審議会の開催後に3路線廃止した。	廃止を引き続き周知していく
②	東京都都市計画審議会の開催後に変更決定告示をする。	東京都都市計画審議会の開催後に変更決定告示した。	
③			

其他	(实施 0 区 未实施 22 区 不明 0 区)
----	----------------------------

議 決	・平成17年4定 補助92号線の見直しについて
-----	-------------------------

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	11-01-10		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	都市計画マスタープランの推進		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	宇野		内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）								
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	都市計画法第 18 条の 2			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 3	（ 2021 ）	年度	法令等	（市町村の都市計画に関する基本的な方針）		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	平成 21 年 3 月に改定した都市計画マスタープランに掲げる目標を実現するため、長期的な視点で街づくりを推進する。							
対象者等	区民及び事業者をはじめ、区の各街づくり施策担当							
内容	○都市計画マスタープランに掲げる分野別街づくり及び地域別街づくりの取組事項についてまとめた市街地整備プログラムに基づき、各種事業の進行管理を行い、事業の促進を図る。 ○都市計画マスタープランをもとに、新たな都市計画や街づくり事業の調整を行う。 ○用途地域は、令和 4 年度予定の東京都による一括変更にむけて、地形地物の変更による見直しのほか、都市計画マスタープランや地区計画、土地利用現況調査等を踏まえた見直しを行う。 ○建築敷地の細分化による密集市街地の拡大、再生産を防止するために、地区計画が定められていない地域全域に対し、新たに用途地域による敷地面積の最低限度を指定する。							
経過	平成 8 年度 当初の都市計画マスタープラン策定 平成 16 年度 （都）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）策定 平成 17 年度 基礎資料となる他の自治体の取り組み状況の調査等実施 平成 18 年度 区の策定方針検討のための資料作成、委託業者選定プロポーザル実施 平成 19 年度 策定業務委託、基礎調査及び中間素案まとめ作成 平成 20 年度 策定業務委託、中間案のパブリックコメント、都市計画マスタープラン策定 平成 21 年度 （都）都市づくりビジョン改定 平成 22 年度 市街地整備プログラムの策定 平成 26 年度 （都）都市計画区域マスタープラン改定 平成 29 年度 （都）都市づくりのグランドデザイン策定 令和 2 年度 用途地域等改訂に関する資料作成・支援業務委託（都市計画課事務費にて対応）							
必要性	都市計画マスタープランに基づき、計画的かつ効率的な街づくりを推進する必要性がある。							
実施方法	（ 1 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	市街地整備プログラム策定進捗率(%)	100	100	100	100	100	策定完了：100%
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
推進		推進	「幸福実感都市 あらかわ」の実現に向けて、街づくり事業全般の進行管理等を行う。					

(単位：千円)

問題点・課題

○東京都では平成29年に都市づくりのグランドデザインの策定、令和3年に都市計画区域マスタープランの改定を行った。
あわせて「都市防災」「自然的環境」「都市復興」等の関連計画・方針についても策定中である。
○区のマスタープランは、都市計画区域区域マスタープランや関連計画・方針との整合性を図る必要があることから、改定内容を注視していく。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	都市再開発の方針等の改定が予定されていることから、引き続き都との調整を図っていく。	都市再開発の方針等の改訂のため、都との調整を図った。	防災街区整備方針等の改定が予定されていることから、引き続き都との調整を図っていく。
②	東京都の区域マスタープラン改定に合わせ、市街地整備プログラムの改定を行う。	東京都の区域マスタープラン改定に合わせ、市街地整備プログラムの改定を行った。	都市計画マスタープラン、市街地整備プログラムに基づき、適切な進行管理を行う。
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施)	19	区	未実施	2	区	不明	1	区)
	改定時期	(H21) 中野、(H22) 北、(H23) 文京/江東/大田/葛飾、(H25) 品川/杉並、(H27) 世田谷/豊島/練馬、 (H29) 港/足立、(H30) 新宿/板橋、(H31) 台東/墨田/江戸川、(R2) 渋谷、北、(R3) 千代田							
議 会 質 問 状 況 (要旨)	・平成22年3定	町屋地域全体のまちづくりについて、 町屋駅周辺に下町の風情を生かしたまちづくりについて							
	・平成23年1定	荒川区の今後のまちづくりについて、南千住地域における今後のまちづくりについて							
	・平成23年4定	魅力ある尾久地域の整備について							

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	11-01-11		戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	防災都市づくり推進計画		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	宇野		内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）								
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 3年度 ○ 2年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 9	（ 1997 ）	年度	根拠				
終期設定	● 有 ○ 無	令和 3	（ 2021 ）	年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市						
	政策	11 防災・防犯のまちづくり						
	施策	03 災害に強い街づくりの推進						
目的	震災の予防、被害の拡大防止の観点から、東京都震災対策事業計画において、地震に強い都市づくりを推進するための対策として位置付けられた取組のうち、延焼遮断帯の整備のほか、緊急輸送道路の機能確保や避難場所等の確保に取り組むとともに、木造住宅密集地域における建築物の不燃化・耐震化など面的な整備を進める。							
対象者等	防災都市づくりのための施策を実施している地域							
内容	○延焼遮断帯を形成する都市計画道路の整備、都市防災不燃化促進事業 ○特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業 ○密集住宅市街地整備促進事業による主要生活道路や広場等の整備及び建築物の不燃化・共同化 ○木造（非木造）建物耐震化推進事業やブロック塀等改修助成事業 ○老朽空家住宅除却助成事業 ○防災都市づくり推進計画（R3.3東京都）で指定された整備地域、重点整備地域の事業推進 ・整備地域：地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定される地域【荒川地域：約591ha 千駄木・向丘・谷中地域：約212ha】 ・重点整備地域：整備地域の中から、重点的に事業展開し早期に防災性の向上を図ることにより、波及効果が期待できる地域【町屋・尾久地区：約242.6ha、荒川・南千住地区：約123.4ha】							
経過	昭和58年度 都市防災不燃化促進事業開始 昭和62年度 密集住宅市街地整備促進事業開始 平成 7年度 防災都市づくり推進計画〈基本計画〉策定 ⇒荒川地域（約583ha）が重点整備地域（現整備地域）に指定 平成 8年度 防災都市づくり推進計画〈整備計画〉策定 ⇒町屋・尾久地区（約267ha）が重点地区（現重点整備地域）に指定 平成21年度 防災都市づくり推進計画改定 ⇒ 千駄木・向丘・谷中地域が整備地域に指定 平成25年度 不燃化特区整備促進事業開始 ⇒ H32年度までの集中的な取組 平成27年度 防災都市づくり推進計画改定⇒荒川2・4・7丁目地区（約48.5ha）が重点整備地域に指定 令和元・2年度 防災都市づくり推進計画「基本方針」「整備プログラム」改訂 ⇒不燃化特区制度延伸～R7年、「荒川2・4・7丁目地区」を拡大し「荒川・南千住地区（約123.4ha）に 変更							
必要性	震災時に区民の生命と財産を守るため、木造密集市街地の総合的な改善が必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	不燃領域率（荒川二・四・七丁目）（％）	67.1	67.5	68.5	-	70	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	②	不燃領域率（荒川・南千住）（％）	-	-	-	65.0	70	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
③	不燃領域率（町屋・尾久）（％）	62.1	62.7	63.6	64.8	70	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		密集地域はこの推進計画でも重点整備地域等に位置づけられており、都と連携して事業を継続して実施する必要がある。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	6,302	4,160	▲ 2,142	行政収入	地方税等			
		物件費					国庫支出金			
		維持補修費					都支出金			
		扶助費					分担金及び負担金			
		補助費等					使用料及び手数料			
		減価償却費					その他			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額	746	948	202		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,048	▲ 5,108	1,940
		その他行政費用					金融収支差額(d)			
	行政費用合計(b)		7,048	5,108	▲ 1,940	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 7,048	▲ 5,108	1,940
	特別費用(g)					特別収入(f)				
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 7,048	▲ 5,108	1,940	

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

- 密集市街地内における一時集合場所につながる道路の防災性についての検討が必要である。
- 西日暮里三丁目地区が含まれる、千駄木・向丘・谷中地域においても防災性向上に向けた取組みについて検討が必要である。
- 木造密集地域の改善に資する地区計画の導入を進めていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	防災都市づくり推進計画「整備プログラム」の改定	防災都市づくり推進計画「整備プログラム」の改定	改訂した防災都市づくり推進計画の運用
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施)	22区	未実施	0区	不明	0区
議 会 質 問 状 況 (要旨)	- 平成22年3定 町屋地区の防災性向上策について - 令和 2年2月 防災街づくりについて（敷地面積の最低限度） - 令和 2年7月 建築敷地の細分化に対する規制の導入について					

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	11-01-12		戦略プラン	☒ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	区民の手によるまちづくりの支援		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	宇野		内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）								
事務事業の種類			☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠				
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	地域を愛し、人を思いやるあらかわの良さをよりどころに、自立した区民が、主体的にまちづくりに参加する仕組みづくりを検討する。							
対象者等	区民							
内容	☐ 区民が地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり 区民が主体となってまちづくりを考える場合の手法となる地区計画制度に興味を示してもらうため、地区計画策定の手引きを作成するとともに、初期の各種相談に即時に対応できる体制及び検討段階における支援体制を構築を目指す。 ☐ まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり 都市計画の提案制度や近年制定する自治体が増えつつあるまちづくり条例の創設等、荒川区らしい区民参加の仕組みを模索する。							
経過	平成18年度	都市計画マスタープラン改定に向けた準備、業者選定の実施 西日暮里三丁目まちづくり協議会の設立 区政改革懇談会（まちづくり・環境分科会事務局）の実施 荒川区基本構想策定						
	平成21年度	西日暮里三丁目まちづくり協議会の活動を参考に「地区計画策定の手引」作成						
	平成23年度	荒川区景観計画策定、景観条例制定 ⇒景観まちづくり活動を行う区民組織の育成、認定、技術的支援の制度を創設						
	平成28年度	区民主体のまちづくり活動である日暮里中央通りまちづくり協議会の設立						
	平成29年度	日暮里中央通りのまちづくり支援のために区が地権者の意向調査を実施						
	平成30年度	三の輪銀座商店街振興組合からまちづくりルール導入についての相談（継続中）						
	平成31年度	日暮里中央通り沿道地区地区計画決定（4/1）						
必要性	基本構想の基本理念や都市計画マスタープランに掲げる区民の主体的なまちづくりへの参画を推進するため、区民の手によるまちづくりの支援制度の整備が必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	①	まちづくりに関する活動組織数	10	10	11	11	11	組織の数
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続		継続	時代の要請である住民主体のまちづくりに対し、支援を継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,101	1,040	▲ 1,061	行政収入	地方税等			
		物件費					国庫支出金			
		維持補修費					都支出金			
		扶助費					分担金及び負担金			
		補助費等					使用料及び手数料			
		減価償却費					その他			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	249	237	▲ 12		行政収支差額(a) - (b) = (c)	▲ 2,350	▲ 1,277	1,073
		その他行政費用					金融収支差額(d)			
行政費用合計(b)	2,350	1,277	▲ 1,073	通常収支差額(c) + (d) = (e)	▲ 2,350	▲ 1,277	1,073			
特別費用(g)				特別収入(f)						
特別収支差額(f) - (g) = (h)	0	0	0	当期収支差額(e) + (h)	▲ 2,350	▲ 1,277	1,073			

備考	主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。
----	---

問題	○区民がまちづくり活動をより身近なものと感じられるよう、様々なまちづくり活動の情報を入手できる機会や、活動に参加できる機会を増やす必要がある。
----	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	都市づくり公社による支援を受けてはいるが、必要に応じて適宜サポートをする。	都市づくり公社による支援を受けてはいるが、必要に応じて適宜サポートした。	都市づくり公社による支援を受けてはいるが、必要に応じて適宜サポートをする。
②			
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 13 区)		未実施 9 区		不明 0 区)	
	まちづくり条例制定区：中央区、港区、墨田区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区					

況 (要旨) 議 会 質 問 状	・平成19年2定	生活環境と地域コミュニティを守る荒川区まちづくり条例の制定について
	・平成20年1定	都市再生整備計画などを活用したまちづくりについて
	・平成20年3定	総合的なまちづくり条例制定について
	・平成28年度11月会議	住民が考えるまちづくりについて
	・平成30年度11月会議	商店街における街づくりルールの策定について

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	11-01-13		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例（住環境条例）		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	近江		内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）								
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19（2007）年度		根拠	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例及び施行規則				
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 7（2025）年度		法令等					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	住宅等の建築に係る住環境の整備について基本的なルールを定めることにより、住宅等の居住者における快適な居住環境を確保するとともに、周辺地域における生活環境の維持向上を図りつつ、住宅等の居住者と周辺住民が良好な近隣関係を築くことにより、豊かな地域社会の形成を図る。							
対象者等	①15戸以上の共同住宅及び寄宿舎の建築、②6区画以上の一戸建ての住宅及び長屋の建築、③土地350㎡以上の区画形質の変更（道路の新設等）を伴う一戸建ての住宅の建築、④敷地350㎡以上の長屋の建築							
内容	○建築計画の段階で、以下の事項について指導 近隣関係住民への周知、電波障害対策、町会等の加入又は自治会設立、土地区画面積（敷地面積60㎡以上）、専有面積（25㎡以上、総戸数に応じて50㎡以上の住戸を附置）、駐車施設の設置（商業系用途地域：戸数の10%以上、左記以外：戸数の30%以上、停留空地：1台）、防災対策（防火水槽設置、中間階備蓄倉庫設置、雨水対策）、管理人室の設置、管理の基準、集会室の設置、計画規模に応じた道路等の整備及び壁面の後退、景観への配慮、土壌汚染調査、埋蔵文化財調査、バリアフリーへの配慮、地球環境への配慮、災害時における地域貢献 ※緑地・駐輪場・廃棄物の各条例の届出等は関係各課で対応 ○工事完了時に現地に赴き、条例の履行確認を行う ※条例内容を遵守しない建築主に対し、勧告・公表が可能							
経過	平成19年9月27日制定（要綱から集合住宅を条例化） 平成25年3月21日改正（要綱から戸建住宅等を条例化） 平成27年10月30日改正（子育て支援施設の設置等に関する事前協議拡充、家族向け住宅附置義務強化） ※家族向け住宅附置義務強化：従前30戸以上から対象⇒15戸以上から対象 ・平成30年3月29日規則改正（管理時における駐車施設の変更の協議の規定新設）							
必要性	既成市街地における民間開発事業の秩序化による住環境の維持・向上を図るため、必要な事業である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 指導内容が多岐の分野に渡るため、建築主は「建築計画書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課が窓口となって指導を行っている。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	計画時の条例適合率（%）	100	100	100	100	100	適合/届出
	②	完了時の条例適合率（%）	94	95	100	100	100	完了確認通知/完了届出
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
推進	推進	民間開発事業に伴う紛争を未然に防止し、良好な住環境の維持・向上に欠かせない事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額（3年度は見込み）		-	-	-	-	-	-	-
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	建築計画書提出(件)	48	37	29	27	32	32	34
	工事完了確認通知書交付(件)	27	24	31	24	25	26	26

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	5,252	4,680	▲ 572	行政収入	地方税等			
		物件費					国庫支出金			
		維持補修費					都支出金			
		扶助費					分担金及び負担金			
		補助費等					使用料及び手数料			
		減価償却費					その他			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	622	1,066	444		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,874	▲ 5,746	128
		その他行政費用					金融収支差額(d)			
行政費用合計(b)		5,874	5,746	▲ 128	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 5,874	▲ 5,746	128	
特別費用(g)					特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 5,874	▲ 5,746	128	

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

条例には、努力義務を課すものがあり、内容が形骸化しないよう条例の主旨に鑑み、一定の基準をもって統一的に指導を行う必要がある。

本条例の改正においては、主に建設時の義務を付加してきたが、建設後の維持管理に関する規定についても改正を求める声があがっている。

問題点・課題の改善策

問題点					課題の改善策				
		令和2年度に取り組む 具体的な改善内容		令和2年度に実施した 改善内容および評価		令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①		条例の適用対象の範囲及び適用条文の整理及び改正に向けた検討を行った。		条例の適用対象の範囲及び適用条文の整理を行った。		都市計画決定の時期及び内容を考慮して、都市計画による制限と条例の内容が重なる規定を整理する。			
②									
③									

他 区 の 実 施 状 況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)			
	未実施地区：5区（千代田・中央・品川・杉並・葛飾）			

況 議 会 （ 要 質 問 状 ）	・平成22年1定 集合住宅条例（その後に関する問題）について ・平成26年1定 住環境条例（ワンルームのみで構成される集合住宅の諸問題）について
---	---

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		11-01-14		戦略プラン		☒ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		災害時地域貢献建築物の認定制度		部課名		防災都市づくり部都市計画課		課長名		川原			
				担当者名		近江		内線		2812			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-05-02		災害時地域貢献建築物認定事業費									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 23（ 2011 ）年度		根拠		災害時地域貢献建築物認定制度実施要綱							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☐ 法令基準内		☐ 都基準内		☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		VI		安全安心都市							
		政策		11		防災・防犯のまちづくり							
		施策		01		災害時における体制の強化							
目的		水害時における近隣住民等の一時の避難先となる建築物を認定することにより、「自助」「共助」による震災対策を促進することによって、地域防災力の向上を図る。											
対象者等		次の全てに該当する建築物の所有者等 ・建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしている建築物 ・5階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上の建築物											
内容		○「災害時地域貢献建築物」として認定を受けようとする建築物の所有者等の申請に基づき、申請内容が認定基準を満たしていると認めた場合、認定証交付、認定プレート掲示 ○「災害時地域貢献建築物」については、建築物名称・所在地等をホームページや防災地図を通じて、積極的に周知 ※認定基準 ①既存の町会への加入又は自治会の設立をしていること ②地域と連携して、防災対策の態勢を構築していること ③緊急時に近隣住民等が建物内に避難することについて、建築物の所有者等が合意していること ④緊急時における円滑な避難ができるように、建築物の出入口の円滑な開錠が可能であること											
経過		平成23年8月1日制定 (災害時地域貢献建築物への資機材購入費助成金交付要綱 平成23年9月1日制定 区民生活部防災課)											
必要性		緊急時の一時避難先を確保することは、近隣住民に安心感を与えるとともに、地域における防災対策の促進につながり、ひいては地域防災力の向上を図ることができる。											
実施方法		(2一部委託) (直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員) 認定プレート作成委託											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)					
	①	認定建築物の数（件）	12	13	13	14	31	認定建築物の数(累計)					
	②												
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
3年度		4年度											
推進		継続		大規模水害時における垂直方向の避難場所を確保することは、万一高台へ避難できない場合の有効な手段であるため、継続して実施する。									

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,151	2,600	▲ 551	行政収入	地方税等	0		0
		物件費	65		▲ 65		国庫支出金	0		0
		維持補修費	0		0		都支出金	0		0
		扶助費	0		0		分担金及び負担金	0		0
		補助費等	0		0		使用料及び手数料	0		0
		減価償却費	0		0		その他	0		0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0		0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	373	592	219		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,589	▲ 3,192	397
		その他行政費用	0		0		金融収支差額(d)	0		0
	行政費用合計(b)		3,589	3,192	▲ 397	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 3,589	▲ 3,192	397
	特別費用(g)		0		0	特別収入(f)		0		0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 3,589	▲ 3,192	397	

備考

2年度においては、物件費が認定プレート作成委託料の実績減に伴い減少した。

問題点・課題

マンション居住者同士のコミュニティが希薄である中、この認定制度をきっかけに、居住者同士はもとより、近隣住民との「共助」の意識を促していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	既存のマンション及び新築するマンションへ認定の働きかけを行った。	住環境条例における認定対象となる新築の物件について、認定の働きかけを行った。	既存のマンション及び新築するマンション等へ認定の働きかけを行う。
②	風水害対応方針の策定を踏まえ、災害時にご協力いただけるように改めて認定建築物に働きかけを行った。	認定された一部の建築物に関して、実効性を確保するためのフォローアップを行った。	他の認定された建築物に関して、フォローアップを実施している。
③			
他 施 区 状 況 の 実 況	(実施 4 区 未実施 0 区 不明 18 区) 墨田区「大規模な水害時における一時避難施設の利用に関する協定」、江東区「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」、足立区「水害時緊急避難建物」、葛飾区「水害時における民間集合住宅との一時避難協定」		
議 会 要 旨 問 答 状 況			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	11-01-15		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	南千住地区住宅市街地総合整備事業の推進		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	井上		内線	2815	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）								
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 62（ 1987 ）年度	根拠	都市計画法、都市再開発法、社会資本整備総合					
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 7（ 2025 ）年度	法令等	交付金交付要綱（国）					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	04	市街地再開発事業等の推進					
目的	本事業は、大都市地域等の既成市街地等について、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等を図りつつ職住近接型の良質な市街地住宅の供給を推進するため、住宅等の建設、公共施設の整備等を総合的に行うものである。							
対象者等	南千住地区住宅市街地総合整備事業 施行区域：約68.9ha（南千住三丁目、四丁目、八丁目の一部）							
内容	南千住地区住宅市街地総合整備事業の推進 ① 都市計画決定（南千住北部地区地区計画、道路、駐輪場）手続き ② 住市総事業の計画（整備計画、事業計画）策定手続き ③ 関連公共施設（補321、補322、補189）の整備 ④ W街区開発事業（商業施設等）の推進 ⑤ 住宅市街地整備推進協議会（国土交通省・都道府県・区市町村）の全国会議出席 ⑥ 国土交通省所管公共事業の再評価（H15、H20）手続き ⑦ その他（暫定利用部分（W街区事業用定期借地、東京メトロ代替地）の今後の取扱い）							
経過	平成6年3月	南千住地区特定住宅市街地総合整備促進事業 整備計画の大臣承認						
	平成8年4月	都市計画決定（都市計画道路・南千住北部地区再開発地区計画（E街区））						
	平成14年3月	都市計画変更（南千住北部地区地区計画（W1街区））						
	平成15年1月	補助322号線（東口交通広場合む）完成						
	平成15年3月	W街区における事業用定期借地権設定契約締結〔3月20日付〕（契約期間：20年間）						
	平成16年3月	補助321号線（第1期）概成（東京メトロ千住車両基地東側は未整備）						
	平成19年3月	事業期間の延伸、RF工区：都市機構・民間事業者住宅竣工（～国費導入は26年度まで）						
	平成20年5月	W1街区：民間事業者住宅竣工（住宅供給計画戸数の達成）						
	平成31年3月	補助321号線（第2期）事業認可期間の延伸（R4年度まで）						
	令和元年度	W2街区現況調査等業務委託実施、補助321号線（第2期）の一部区間の暫定整備						
	令和3年3月	URと「南千住駅東側地域のまちづくりの推進に関する協定書」締結						
必要性	事業区域内の道路ネットワークの充実のため、当該事業を引き続き行う必要がある。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 道路整備、公園整備							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	住宅建設（戸）	2,655	2,655	2,655	2,656	2,656	センター工区：1,847戸 リハ・フロント工区：809戸
	②	公共施設整備（m）	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	補助321号線、補助322号線、補助189号線
③	施行区域内居住人口（推計）（人）	7,565	7,616	7,587	7,474	7,474	住宅建設街区＋既成市街地	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続	平成27年度に住宅供給戸数等が計画目標に達したものの、事業完了公告を行った場合、都有地の優先取得が困難となることから、当面、事業を継続する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,151	2,600	▲ 551	行政収入	地方税等			
		物件費					国庫支出金			
		維持補修費					都支出金			
		扶助費					分担金及び負担金			
		補助費等					使用料及び手数料			
		減価償却費					その他			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	373	592	219		行政収支差額(a) - (b) = (c)	▲ 3,524	▲ 3,192	332
		その他行政費用					金融収支差額(d)			
行政費用合計(b)		3,524	3,192	▲ 332	通常収支差額(c) + (d) = (e)		▲ 3,524	▲ 3,192	332	
特別費用(g)					特別収入(f)					
特別収支差額(f) - (g) = (h)		0	0	0	当期収支差額(e) + (h)		▲ 3,524	▲ 3,192	332	

備考	主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。
----	---

問題点・課題	○住宅供給及び区域内人口がほぼ目標に達したことから、残事業及び本計画の取扱いについて検討する必要がある。 ○残事業である都市計画道路のうち補助189号線について、代替地の扱いも含めて長期的な視点で方向性を検討する必要がある。 ○暫定利用部分であるW2、W3街区について、関係者と連携し、将来的な本格整備の方向性を検討する必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	整備の必要性に基づき、東京地下鉄(株)と協議の場を設ける。	東京地下鉄(株)と協議の場を設け、お互いの状況の共有を図った。	引き続き、状況を見ながら補助189号線の整備の可能性を検討する。
②	調査結果をもとに、URや三井不動産(株)と、今後に向けた協議を開始する。	UR及び三井不動産(株)と協議し、当面10年間の暫定利用の継続及びその期間を活用し将来的な本格整備の検討を行うことで合意した。	本格整備の検討に向けた庁内の検討体制の構築及び長期的なスケジュール等の検討を開始する。
③			

他 区 の 実 施 状 況	（ 実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区 ）							

況 議 会 （ 要 旨 ） 質 問	・平成14年4定 W街区の施設整備と賑わいの創出について ・平成22年1定 南千住の住み良い街づくりについて ・平成28年度9月会議 LaLaテラスの区有地貸付期間終了後の施設整備について ・令和2年度2月会議 LaLaテラス南千住の今後について（当面の利用継続と今後の利用の検討について）
---	--

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	11-01-16		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	バリアフリー整備促進事業		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	木村		内線	2814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-07-01		バリアフリー整備促進事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 13	（ 2001 ）	年度	根拠	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	11 バリアフリーの推進						
目的	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、交通結節点である公共交通機関と周辺の生活関連施設等をつなぐ線的なバリアフリー化、地域一体での連続的・面的なバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者など、誰もが安全・安心・快適に移動できる空間形成を重点的かつ一体的に推進するものである。							
対象者等	区民、公共交通事業者、道路管理者、交通管理者、公園管理者、建築主及び路外駐車場管理者など							
内容	荒川区バリアフリー基本構想推進協議会には、交通事業者、関係行政機関及び施設管理者等で構成され、特定事業計画の策定・推進・進捗管理を行う特定事業検討委員会と、特定事業計画に対し、住民の視点で課題や意見を取りまとめる住民検討委員会がある。 区では、この2つの検討委員会と全体で行う推進協議会間で事業進捗と情報の共有を図ることにより、バリアフリー基本構想の実現を推進していく。							
経過	平成14年 3月 「日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」策定 平成22年 3月 「荒川区バリアフリー基本構想」策定 平成23年 3月 「町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想」策定 平成24年 3月 「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定 平成25年 3月 「南千住駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定 平成26年 3月 「熊野前駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定 令和 2年 9月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会（住民検討委員会）」開催 令和 2年12月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会（特定事業検討委員会）」開催 令和 3年 3月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」開催 「荒川区バリアフリー基本構想（更新版）」策定							
必要性	すべての人に利用しやすい施設等の整備を確実に推進させるため、必要性がある。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 区民、学識経験者、関係事業者等からなる「推進協議会」を設置し、策定した各地区の特定事業計画の進捗管理を行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	①	特定事業計画（道路）の着手率（%）	44	48	51	35	51	計画着手済項目／事業計画項目 ※3年度以降、更新版の項目数
	②	特定事業計画（道路以外）の着手率（%）	61	65	66	57	86	・ 同上 ・ 3年度から、公共施設一道路以外
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
重点的に推進		重点的に推進		高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性を確保するための最優先の事業である。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	15,756	12,480	▲ 3,276	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	17	293	276		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	59	79	20		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
		賞与・退職給与と引当金繰入額	1,866	2,844	978	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 17,698	▲ 15,696	2,002	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	17,698	15,696	▲ 2,002	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 17,698	▲ 15,696	2,002	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 17,698	▲ 15,696	2,002			

備考	2年度においては、基本構想(更新版)の冊子作成及び前年度に中止となった協議会の開催に伴い、物件費及び補助費等が増加した。
----	--

問題点	○地区別特定事業計画の整備内容の充実、改善 ○荒川区全体への展開 ○「心のバリアフリー」施策の推進
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	特定事業計画の進捗管理と評価を実施し、次期事業計画を策定する。	特定事業計画の進捗管理と評価を実施し、令和3年度から10年を計画期間とする特定事業計画を策定した。	特定事業計画の進捗状況を把握し、事業推進のための調整を図っていく。
②	基本構想推進協議会において、基本構想の更新を実施する。	バリアフリー基本構想を更新し、これまでの全体構想と、区内4か所の地区別基本構想を1つにとりまとめた。	住民検討委員会を開催し、重点整備地区におけるまち歩きと特定事業計画に関する意見交換を実施する。
③	バリアフリーの推進に向けて、区民及び関係事業者等への働きかけを行う。	バリアフリー基本構想推進協議会を通じ、関係団体、関係事業者にバリアフリー推進の働きかけを行った。	「心のバリアフリー」の推進に向けて、特定事業計画に係る「心のバリアフリー」の評価方法を検討していく。

施 状 況	地区の実	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)
		※新法での策定は、港区、台東区、目黒区、大田区、豊島区、葛飾区、中野区、杉並区、品川区、文京区、足立区、渋谷区、旧交通バリアフリー法での策定は、千代田区、新宿区、墨田区、江東区、世田谷区、北区、板橋区、練馬区 未実施は、中央区、江戸川区

況 議 会 質 問 状 態 (要 旨)	・平成22年4定 バリアフリーのまちづくりについて
	・平成27年度11月会議 「荒川区バリアフリー基本構想」の現状と今後の展開について
	・平成28年度2月会議 日暮里駅北口のバリアフリー化について
	・平成30年度6月会議 区内の主要な駅のバリアフリー化の促進について
	・令和元年度2月会議 鉄道駅におけるホームドアの設置について

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	11-01-17		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	日暮里駅総合改善事業		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	木村		内線	2814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）								
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 14	（ 2002 ）	年度	根拠	鉄道駅総合改善事業費交付要綱（国交省）			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	03	交通環境の整備					
目的	日暮里駅の混雑緩和やバリアフリー化、乗り換え負担の軽減を図るため、鉄道施設等の建設およびその施設の貸付けや維持管理を行う。							
対象者等	○事業主体 日暮里駅整備株式会社(第3セクター)							
内容	☐ スカイライナー利用者の利便性・快適性の向上 ☐ 朝タラッシュ時の混雑緩和 ☐ バリアフリー化の推進 ☐ 乗換利便性の向上を図るため駅の改良 ☐ 鉄道施設等の建設 ☐ 鉄道施設等の貸付 ☐ 鉄道施設等の維持管理							
経過	平成13年 5月 国土交通省「首都圏空港アクセス改善緊急対策」で「日暮里駅の総合改善」を発表 8月 都市再生プロジェクト（第二次決定）において成田Bルート（成田スカイアクセス線）の早期整備が位置付けられる 14年10月 日暮里駅整備株式会社設立（荒川区出資51%） 18年 3月 計画上り線切替え 19年 7月 京成線・JR連絡口統合化 21年10月 日暮里駅計画下り線完成。新京成日暮里駅完成式典 22年 3月 日暮里駅工事完了 22年 7月 成田スカイアクセス線開業 荒川区が成田スカイアクセス開業記念式典『NN36Festival in ARAKAWA』を開催							
必要性	平成13年5月、国土交通省から「首都圏の空港アクセス改善緊急対策について」が提言され、課題として日暮里駅の総合的改善が示された。鉄道駅総合改善事業の実施にあたっては、区と京成電鉄が出資して設立した日暮里駅整備株式会社が事業主体となった。							
実施方法	（ ☒ 直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ○事業主体（日暮里駅整備株）へ区は51%（510万円）出資している。 ○整備費の一部として、国20%、地方20%（都15%、区5%）の補助を行った。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	一日あたりの乗降客数（人） （京成日暮里駅）	105,128	103,670	65,160	94,000	-	京成電鉄発表値(2年度まで)
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	日暮里駅整備株の適切な運営に関する調整を継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	8,403	7,280	▲ 1,123	行政収入	地方税等			
		物件費					国庫支出金			
		維持補修費					都支出金			
		扶助費					分担金及び負担金			
		補助費等					使用料及び手数料			
		減価償却費					その他			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	995	1,659	664		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 9,398	▲ 8,939	459
		その他行政費用					金融収支差額(d)			
行政費用合計(b)		9,398	8,939	▲ 459	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 9,398	▲ 8,939	459	
特別費用(g)					特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 9,398	▲ 8,939	459	

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

○日暮里駅整備(株)保有施設の安定した貸付と維持管理が行えるよう、運営に関する調整を京成電鉄(株)と行う。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	日暮里駅整備(株)の株主総会及び取締役会の実施	日暮里駅整備(株)の株主総会及び取締役会を実施した。感染症拡大防止のため書面による実施となった。	日暮里駅整備(株)の株主総会及び取締役会が、円滑に実施できるよう努める。
②	駅利用者の利便性向上に向けた取組の検討	駅利用者の利便性向上に向けた取組や運営等に関して、京成電鉄と協議し検討を行った。	駅利用者の利便性向上に向けた取組や運営に関する調整を京成電鉄と行う。
③			

他 区 の 実 施 状 況	（実施 3 区 未実施 19 区 不明 0 区） 京浜急行蒲田駅（大田区）、西武新宿線下井草駅（杉並区）、西武池袋線東長崎駅（豊島区）					
	・平成14年4定 日暮里駅総合改善計画と京浜東北線日暮里駅停車について ・平成16年4定 駅総合改善事業の騒音対策について ・平成22年1定 成田新高速鉄道開業イベントの開催について					
況 議 会 （ 要 質 問 状						

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	11-01-18		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	コミュニティバスの利用促進		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	木村		内線	2814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-11-01	コミュニティバス関連事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	道路運送法、道路交通法、道路法			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	03	交通環境の整備					
目的	主要な交通経路が不足する地域の交通利便性を向上させ、高齢者や障がい者等の移動手段を確保する。							
対象者等	区民、区民以外のバス利用者							
内容	①運行 京成バス㈱による自主運行。区はバス停留所等の整備、車両購入費の一部補助 ②運行経路（南千01系統）南千住駅西口、町屋駅、荒川区役所、南千住駅西口を結ぶ左回り循環 約5.9km、30分程度、16停留所、47便/日、15～20分間隔、始発6:40～終発21:20 （南千02・02-1系統）南千住駅西口、町屋駅、南千住駅西口を結ぶ右回り循環 約6.0km、30分程度、15停留所、29便/日、30分間隔、始発6:50～終発20:55 （南千03系統）南千住駅東口、南千住駅西口を結ぶ往復運行 片道約3.7km、20分程度、24停留所、37便/日、20分間隔、始発 6:40～終発 21:20 （町屋05・05-1系統）子ども家庭支援センター、尾竹橋、尾久橋を結ぶ往復運行 片道約3.0km、15分程度、23停留所、22便/日、40分間隔、始発6:54～終発20:54							
経過	平成16年12月 京成バス株式会社と「荒川区コミュニティバス運行に関する協定書」締結 平成17年 4月20日 コミュニティバス「さくら」開業（南千01系統） 平成19年12月30日 町屋駅→グリーンハイム荒川の夕刻以降における運行開始（南千02系統） 平成20年10月31日 コミュニティバス「汐入さくら」運行開始（南千03系統） 平成24年 2月 「荒川区地域公共交通会議」の設置 平成24年11月 1日 コミュニティバス「町屋さくら」運行開始（町屋04系統） 平成26年11月 1日 コミュニティバス「町屋さくら」一部区間往復運行開始（町屋05系統） 平成27年 3月29日 コミュニティバス「さくら」双方方向運行開始、「汐入さくら」中型車両運行開始 平成29年 3月26日 コミュニティバス「さくら」土休日のゆいの森経由便運行開始（南千02-1系統） コミュニティバス「町屋さくら」土休日の循環便縮小、往復便拡大（町屋05-1系統） 令和 2年 6月29日 コミュニティバス「町屋さくら」循環便廃止（町屋04系統）							
必要性	区民の地域交通及び環境交通として必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 事業者、交通管理者、道路管理者、学識経験者、区民代表、区職員で構成される「荒川区地域公共交通会議」を設置し、検討を進める。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	「さくら」乗車人数（一日あたり）（人）	1,619	1,483	1,017	1,100	1,900	
	②	「汐入さくら」乗車人数（一日あたり）（人）	1,376	1,311	764	790	1,500	
③	「町屋さくら」乗車人数（一日あたり）（人）	615	599	306	300	1,200		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進		利用者への更なるサービス向上策等の検討を行い、より良いコミュニティバスを目指し、事業を推進していく。				

(単位：千円)

備考	2年度においては、地域公共交通会議を書面にて開催したため、物件費が減少した。また、委員謝礼の実績増に伴い、補助費等が増加した。
----	---

問題点・課題の改善策

其他	(实施 17 区 未实施 5 区 不明 0 区)
----	----------------------------

施設状況	実施済は、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区 未実施は、品川区、中野区、江戸川区、豊島区、目黒区
議会（要旨）状況	・平成29年度9月会議 コミュニティバス・都電について ・平成29年度2月会議 日暮里地区のコミュニティバスについて ・平成30年度予算特別委員会 コミュニティバスについて ・令和元年度決算特別委員会 運転免許返納とコミュニティバスの拡大について ・令和 2年度9月会議 コミュニティバスの日暮里地域への導入について

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		11-01-19		戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		擁壁等対策事業		部課名		防災都市づくり部都市計画課		
				担当者名		宇野		
				課長名		川原		
				内線		2812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-16-01		擁壁等対策事業費				
事務事業の種類		● 新規事業（ ☐ 3年度 ● 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業		
開始年度		平成 30（2018）年度		根拠		荒川区擁壁専門家派遣事業実施要綱		
終期設定		● 有 ☐ 無 ☐ 令和 7（2025）年度		法令等		荒川区擁壁等対策工事助成金交付要綱		
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系		分野		VI 安全安心都市				
		政策		11 防災・防犯のまちづくり				
		施策		03 災害に強い街づくりの推進				
目的		大雨や地震等の自然災害に備えて、荒川区内の土砂災害特別警戒区域内等に存するがけ又は擁壁（以下「擁壁等」という。）を所有する区民等に対して、専門家派遣及び工事助成といった支援を行うことで、宅地及び建築物の安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。						
対象者等		対象地に存する擁壁等の所有者（借地権者を含む） ただし、地方公共団体、鉄道事業者、不動産業者、建設業者を除く						
内容		● 専門家派遣 荒川区建築設計事務所協会との協定書により実施 申込者に対して区は擁壁専門家を派遣（申込者の費用負担はなし） 擁壁専門家は以下の業務を行う ① 現地調査及び申込者ヒアリング ② 対策内容の提案書の作成及び申込者への説明 ● 対策工事助成 助成の対象は、①耐震診断の結果倒壊の恐れがあり、②一定範囲内に被災想定家屋があり、③安全上有効と思われる工事 助成の額は、補助対象工事費の1/2以内かつ上限1,000万円						
経過		平成27～28年度 土砂災害防止法に基づく基礎調査【都】 平成29年7月13日 基礎調査結果公表 平成29年10月20日 住民説明会【都区共催】 平成30年1月30日 区域指定【都】 平成30年5月28日 荒川区擁壁専門家派遣事業実施要綱制定 6月20日～擁壁専門家派遣事業開始（都市計画課事務費で実施） 平成31年4月1日 擁壁等対策工事助成金交付要綱制定・擁壁等対策工事助成開始						
必要性		各地で大雨による土砂災害が続発する中で、本事業は、土砂災害のおそれのある区域に存する擁壁等の安全性を確保するために専門家の派遣や工事助成を行うものであり、災害に強いまちづくりを推進するために必要な支援策である。						
実施方法		（☐ 一部委託 ☐ ） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 擁壁専門家派遣事業の流れ：申込み⇒専門家派遣⇒現地調査・ヒア⇒対策提案書作成・説明 対策工事助成の流れ：事前協議⇒内定申請・決定⇒工事契約・着手・完了⇒交付申請・決定⇒請求						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 擁壁専門家派遣（件）	1	3	0	2	10	実績の累計件数	
	② 対策工事助成（件）		0	0	1	5	実績の累計件数	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		土砂災害防止法に基づく区域指定を受け、警戒避難体制整備のほか、区域内の擁壁等の安全性向上のための取組を引続き行う。				

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額						－	11,648	11,249	11,276
決算額（3年度は見込み）						－	1,106	0	11,276
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	擁壁専門家派遣（件）					1	3	0	3
	対策工事助成（件）					－	0	0	0
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
委託料	擁壁等改修専門家派遣業務委託	1,106	委託料	擁壁等改修専門家派遣業務委託	0	委託料	擁壁等改修専門家派遣業務委託	1,276	
負担金等	擁壁等改修工事助成金	0	負担金等	擁壁等対策工事助成金	0	負担金等	擁壁等対策工事助成金	10,000	

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,202	1,040	▲ 3,162	行政収入	地方税等	0		0		
		物件費	1,106		▲ 1,106		国庫支出金	552		▲ 552		
		維持補修費	0		0		都支出金	0		0		
		扶助費	0		0		分担金及び負担金	0		0		
		補助費等	0		0		使用料及び手数料	0		0		
		減価償却費	0		0		その他	0		0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0		0		行政収入合計(a)	552	0	▲ 552		
		賞与・退職給与引当金繰入額	498	237	▲ 261		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,254	▲ 1,277	3,977		
		その他行政費用	0		0		金融収支差額(d)	0		0		
	行政費用合計(b)	5,806	1,277	▲ 4,529	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,254	▲ 1,277	3,977				
	特別費用(g)	0		0	特別収入(f)	0		0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,254	▲ 1,277	3,977					

備考	2年度においては、物件費が擁壁専門家派遣業務委託料の実績減に伴い減少した。また、国庫支出金は、擁壁専門家派遣実績の減に伴い減少した。
----	--

問題点	○対象区域内の方に事業周知を図る必要がある。 ○対策工事費が高額になることが想定されるため、事業開始後も、他区の状況を見ながら、事業が着実に進むような補助割合・上限額の検討が必要である。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	個別相談内容や利用状況、他区の状況を見ながら、補助割合・上限額を検討する。	個別相談内容や利用状況、他区の状況を見ながら、補助割合・上限額を検討した。	個別相談内容や利用状況、他区の状況を見ながら、補助割合・上限額を検討する。
②	引き続き、区の負担軽減策を検討する。	引き続き、区の負担軽減策を検討した。	引き続き、区の負担軽減策を検討する。
③	事業の未利用者に対して、改めて周知を行う。	事業の未利用者に対して、改めて周知を行った。	事業の未利用者に対して、改めて周知を行う。

他 区 の 施 状 況	(実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区)			
	●専門家派遣実施区一港、新宿、品川、世田谷、北、板橋、豊島 ●工事助成実施区一千代田、港、新宿、文京、台東、品川、目黒、大田、世田谷、北、板橋、豊島			

議 會 質 問 状 況 (要 旨)	1
--	---